# (別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	七尾市(代表)・中能登町

# 七尾鹿島鳥獣被害防止計画

## <連絡先>

## 七尾市

担当部署名七尾市産業部農林水産課所所在地七尾市袖ケ江町イ部25番地電話番号の767-53-8422FAX番号0767-52-7765メールアドレスnour in@city. nanao. lg. jp

## 中能登町

担 当 部 署 名 中能登町農林課所 在 地 中能登町井田4部1番地1電 話 番 号 0767-76-2434 F A X 番 号 0767-76-1239 メールアドレス nourin@town. nakanoto. lg. jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ、ツキノワグマ、カラス、ハクビシン、アライグマ、 ニホンザル、ニホンジカ
計画期間	令和2年度~令和4年度
対 象 地 域	七尾市・中能登町

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

## (1) 被害の現状(令和1年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	水稲	被害面積 13.28ha 被害金額 13,579千円	
ツキノワグマ	果樹・林業	被害なし	
カラス	水稲	水稲で踏み倒しの被害あり	
ハクビシン	野菜・果樹等	家庭菜園等で被害あり	
アライグマ	野菜・果樹等	被害なし	
ニホンザル	野菜・果樹等	家庭菜園等で被害あり	
ニホンジカ	農林業作物全般	被害なし	

## (2)被害の傾向

#### 1. イノシシ

水稲については7月から10月にかけての食害や踏み倒しの他、刈り取り後から春先にかけて圃場や畦畔の掘り起こし被害がある。また、圃場や畦畔のほか、水路などの生産基盤への被害が年々多くなってきている。

また、昼夜問わず、道路や民家近くに出没しており、一般車両との接触事故も増加している。

## 2. ツキノワグマ

令和元年度は農作物や人的被害は無かったものの、郊外住宅地周辺での目撃情報が多く、 今後は農作物被害や住民への人身被害が懸念される。

## 3. カラス

これまで有害鳥獣捕獲を実施しているが、一部、水稲の踏み倒しによる農作物被害が発生しており、今後も継続して被害防止に努める。

#### 4. ハクビシン・アライグマ

農作物の被害は確認されていないものの、一部家庭菜園などで被害が発生しているほか、 家屋への住み着きなどで住民からの通報が増えている。

## 5. ニホンザル

農作物の被害は確認されていないものの、一部家庭菜園などの被害や人に噛みつくなど

の人身事故も発生している。崎山から北大吞及び能登島での生息を確認しているが、近 年、住民からの目撃情報が増加しているほか、中能登町でも目撃が確認されている。今 後も農作物被害や住宅への浸入・人身被害等が懸念される。

## 6. ニホンジカ

現在、ニホンジカによる被害は報告されていないが、七尾市及び中能登町の林地や周 辺耕地などでニホンジカが目撃されている。また、隣接する市町においてもニホンジカ の目撃や捕獲が行われていることから、今後は水稲の踏み荒らしや野菜等の食害が懸念 される。

## (3)被害の軽減目標

指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和4年度)
イノシシ		
• 水稲 被害面積	13.28ha	9. 3 h a
被害金額	13,579千円	9,500千円
ツキノワグマ	農作物等の被害なし	現状の維持
+=7	0.014ha	0. 002ha
カラス	15千円	1 千円
ハクビシン	農作物等の被害なし	現状の維持
アライグマ	農作物等の被害なし	現状の維持
ニホンザル	農作物等の被害なし	現状の維持
ニホンジカ	農作物等の被害なし	現状の維持

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

(サ/ に不明してとた版目例並列来	
従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲を行ってきた。 - 銃器による捕獲(カラス) - 捕獲艦の設置(イノシシ) - 捕獲艦の設置(イノシシ) - H21(5基) H22(17基) H23(25基) - H24(16基) H25(4基) H26(10基) - H27(19基) H28(7基) H29(11基) - H30(19基) R1(9基) 計 142基	ンイノシシの生息エリア拡大に伴い、被害にあう農地が増加している。そのため、新たに箱ワナを設置する集落では、捕獲隊員の育成のほか、檻による捕獲技術講習やイノシシ肉の利活用などの講習会を行う必要がある。また、捕獲頭数の急増により、処分にかかる負担が増加している。

護柵の設置等に関する取

組

- ○対策事業により電気柵の整備を進めているが 集落への要望には応えていない状況である。
- ○電気柵の整備については、協議会で資機材一式 を購入し設置は地元農家が行い管理している。
- 〇新たに柵を設置した集落に対し適切な設置方 法や管理方法などの研修会を開催している。
- 〇電気柵整備距離

H22 (5km) H23 (21km) H24 (131km)

 $H25 (76 \text{Km}) \quad H26 (66 \text{Km}) \quad H27 (19 \text{km})$ 

H28 (40km) H29 (74km) H30 (97km) 計529km

- ○電気柵の設置は、被害集落からの要望により設置しているが、生息地域 の拡大で電気柵未設置の水田に被害 が及んでいる。
- 〇耐用年数の過ぎた電気柵の更新など 対応を検討する必要がある。

#### (5) 今後の取組方針

- (1) イノシシ・ツキノワグマ・ニホンジカ
  - ・被害防止研修会による捕獲隊員の育成(ツキノワグマ)
  - ・鳥獣を捕獲する担い手の確保
  - ・定期的なパトロールによる生息状況と出没状況の把握と情報提供
  - 生態と被害防止技術の普及啓発
  - ・「箱ワナ」での捕獲による農作物及び人身被害防止 (イノシシ・ニホンジカ)
  - ・緊急的な出没に対して捕獲による人身被害の防止 (ツキノワグマ)
  - ・焼却施設整備による処分労力の軽減

#### (2) カラス

- ・定期的なパトロールによる生息と出没状況の把握と情報提供
- ・銃器等での捕獲による農作物への被害の防止
- 箱ワナによる捕獲
- (3) ハクビシン・アライグマ
  - ・生息場所となっている地域での、早期確認及び捕獲
  - ・ハクビシン・アライグマの被害及び習性についての啓発
- (4) ニホンザル
  - 生息場所となっている地域での早期の確認及び箱わなによる捕獲
  - ・サルの習性についての地域への啓発

## 3.対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

市町により編成された有害鳥獣捕獲隊により実施する。

また、市町及び猟友会と連携を密にし、捕獲隊員の確保と捕獲技術の向上に努める。ツキノワグマについては、特定鳥獣保護管理計画に基づき、個体数調整捕獲を進める。

## (2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
2 年度	イノシシ 中獣類	・鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設を進める。 ・また、研修会等を猟友会と連携し、集落への被害防止に対する 意識を向上させ、狩猟免許取得者の確保と育成を進める。 ・焼却施設の整備により、処分労力の軽減を図る。
3年度	イノシシ 中獣類	・鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設を進める。 ・また、研修会等を猟友会と連携し、集落への被害防止に対する 意識を向上させ、狩猟免許取得者の確保と育成を進める。
4 年度	イノシシ 中獣類	・鳥獣被害対策協議会が中心となり、捕獲檻の増設を進める。 ・また、研修会等を猟友会と連携し、集落への被害防止に対する 意識を向上させ、狩猟免許取得者の確保と育成を進める。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

#### 捕獲計画数等の設定の考え方

# (1) イノシシ

平成30年度の有害捕獲数は1,514頭であり、令和元年1月末で1,400頭が捕獲されていることから、近年、個体数は増加傾向となっており、農作物等の被害増加が懸念される。このため、捕獲計画数を3年目の目標を1,800頭とする。

## (2) カラス

山間部から市街地にかけて広範囲に渡り出没しているため、従来の銃器による駆除方法では難しい面がある。そのため、積極的かつ継続的に捕獲を行っていくため檻による捕獲を行う。このため、捕獲計画数を100羽とする。

## (3) ハクビシン・アライグマ

ハクビシンやアライグマによる被害は家庭菜園及び住宅への進入被害が増えており、生息 数は増加していると思われるので捕獲計画数をハクビシン100頭、アライグマ5頭とする。

## (4) ニホンザル

崎山半島周辺地域や能登島において、今後人的被害が拡大する恐れがあることから、捕獲 頭計画数を5頭とする。

## (5) ニホンジカ

崎山半島並びに石動山、能登島周辺において目撃が報告されているほか、中島などの林地などでも目撃がある。今後、水稲や野菜などの農林業作物被害のほか、人的被害も発生する恐れがあることから、捕獲計画頭数を10頭とする。

対 象 鳥 獣	捕獲計画数等		
,	2 年度	3年度	4年度
イノシシ	1,600頭	1,700頭	1,800頭
カラス	100羽	100羽	100羽
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
ニホンザル	5頭	5頭	5頭
ニホンジカ	O 頭	10頭	10頭

# 捕獲等の取組内容

農作物の被害は季節により違うため、有害捕獲を行うに当たり、捕獲に効果的な実施時期及び 猟具(檻・銃器)により実施する。

# (4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
該当なし	

# 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

## (1)侵入防止柵の整備計画

	整備内容		
対象鳥獣	2年度	3 年度	4 年度
イノシシ	電気柵 L=80,600m (新設)	電気柵 L =100, 000m (新設)	電気柵L=100, 000m (新設)

# (2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
イノシ	イノシシ	協議会が中心となり、現地被害防止対策等の講習会を実施し、 集落への被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、集落自ら が自主的に被害防止活動を行える体制整備を進める。
	クマ ニホンザル	被害状況を調査するとともに、被害が発生した場合の防止対策について、検討する。

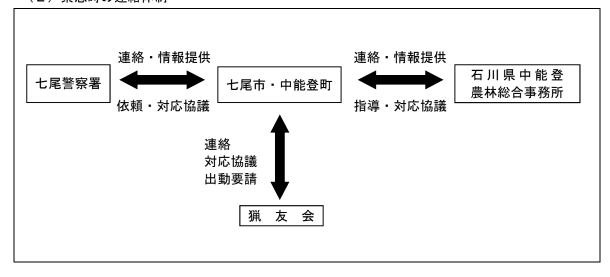
	イノシシ	協議会が中心となり、現地被害防止対策等の講習会を実施し、 集落への被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、集落自ら が自主的に被害防止活動を行える体制整備を進める。
	クマ ニホンザル ニホンジカ	被害状況を調査するとともに、被害が発生した場合の防止対策について、検討する。
イノシシ		協議会が中心となり、現地被害防止対策等の講習会を実施し、 集落への被害対策に対する普及啓発を進めるとともに、集落自ら が自主的に被害防止活動を行える体制整備を進める。
1712	クマ ニホンザル ニホンジカ	被害状況を調査するとともに、被害が発生した場合の防止対策について、検討する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

# (1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役 割
七尾市産業部農林水産課鳥獣被害対 策室	・被害情報の確認と猟友会など関係機関との連絡調整
中能登町農林課	・住民の安全確保と情報提供
石川県猟友会七尾鹿島支部	・有害鳥獣の捕獲及び巡回、警戒
七尾警察署	・被害情報の提供と捕獲の協力、巡回、警戒
石川県中能登農林総合事務所	・被害情報の提供と把握

# (2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は原則持ち帰ることとし、それが困難な場合は関係法令に基づき、適切に 埋設処理する。また、埋設処理が困難な固体については、令和2年度に、七尾市で有害鳥獣処 理施設(焼却施設)の完成を予定していることから、完成後は、当施設を活用し適切に処理を 行っていく。

# 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲したイノシシをできる限り食肉として利用するため、能登地区で平成27年度から稼働 した羽咋市獣肉処理施設及び、七尾市能登島の民営の獣肉処理施設へ、平成30年度は、七尾 市16頭、中能登町33頭、計49頭のイノシシを搬入している。

また、羽咋市獣肉処理施設では県主催の有害捕獲隊員向けの解体技術講習会等も年に数回実施されており、当協議会管内の有害捕獲隊員を積極的に参加させ、適切な処理方法や解体技術の習得を通して獣肉処理施設への搬入量や自家(地域)消費率の増加に努める。

また、JA・飲食店関係者等と連携し、イベント等でイノシシ肉の料理提供や消費者ニーズの 把握といった取り組み等を行い、ジビエの普及を通して消費の増加を図る。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

#### (1)協議会に関する事項

協議会の名称	七尾鹿島鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
七尾市産業部農林水産課鳥獣被害対策室	協議会の運営及び連絡調整に鳥獣被害関連の情報提供
中能登町農林課	協議会の運営及び連絡調整に鳥獣被害関連の情報提供
能登わかば農業協同組合	協議会の運営及び連絡調整に鳥獣被害関連の情報提供
石川県農業共済組合	鳥獣被害関連の情報提供
石川県猟友会七尾鹿島支部	鳥獣関連情報の提供及び有害鳥獣捕獲の実施
石川県中能登農林総合事務所	鳥獣被害関連の情報提供
石川県鳥獣保護管理員	鳥獣関連情報の提供及び鳥獣の保護に関する業務
七尾警察署	鳥獣被害関連の情報提供

## (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割	
北陸農政局	オブザーバーとして七尾鹿島鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関 連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供	
石川県自然環境課	オブザーバーとして七尾鹿島鳥獣被害対策協議会に参加し、鳥獣被害関 連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な助言を行 う。	
石川県農業安全課		

## (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市町職員により編成する。

## (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

この他の鳥獣による被害が発生した場合はその都度、県や関係機関と協議して計画を見直し、効果的な被害防止に努める。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

狩猟者を始めとする鳥獣の捕獲者の高齢化が進む中、捕獲を行う若年層の担い手不足が懸念 されることから早急な対応が重要となってくる。